

ホームセキュリティ防犯カメラサービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用等)

- 第1条 山梨CATV株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「AI玄関カメラWi-Fiモデルサービス」「AI 玄関カメラWi-Fiモデル（AC給電）サービス」「AI どこでもカメラWi-Fi+4GLTEモデルサービス」および「AIお部屋カメラサービス」（以下、合わせて「本サービス」といいます。）を利用されるお客さま（以下「契約者」といいます。）に、以下の契約約款（以下「本約款」といいます。）に従って、本サービスを提供します。本約款に同意いただけない場合、本サービスをお申込みいただくことはできません。
- 2 本約款の他、当社が定める各種の規約、当社がその都度別途ご案内する注意事項、追加規定等（以下合わせて「個別規約」といいます。）も、名目のいかんにかかわらず、本約款の一部を構成するものとします。本約款と個別規約が異なる場合には、個別規約の定めが優先されるものとします。
 - 3 本サービスを活用するためには、契約者所有のスマートフォンにセキュリティカメラの製造会社による専用アプリケーション（以下「専用アプリ」といいます。）をインストールすることが必要です。契約者は、専用アプリが定める利用条件およびプライバシーポリシーへの同意、アカウント登録の上、利用するものとします。

(当社からの通知)

- 第2条 当社から契約者への通知は、申込書において指定された住所または電話番号への送信、または当社ホームページへの掲載や電子メール等のいずれか当社が適当と判断する方法により行います。
- 2 当該通知は、契約者が通知の到達を確認できていない場合においても、次の期間が経過したときに、それぞれ到達したものとみなします。
 - (1) 郵送による通知の場合、当社が投函後通常到達するまでに要する期間が経過したとき
 - (2) 電磁的方法による通知の場合、通知内容が当社ホームページに掲載された日および通知内容が記載された電子メールがエラーなく送信された日

(約款の変更等)

- 第3条 当社は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、契約者の個別の同意を得ることなく本約款を変更することができるものとします。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款の規定によるものとします。
- 2 当社は、当社が本約款を変更する場合、当該変更の影響を受けることになる契約者に対し、当社の定める方法により、変更すること、変更の効力発生時期、変更後の約款および別に定める事項の内容について第2条（当社からの通知）の規定によりあらかじめ通知します。
 - 3 当社は、前項により通知する変更の効力発生時期が到来した後に契約者が本サービスの利用を継続した場合は、契約者が変更後の約款および別に定める事項に同意したものとみなします。

第2章 契約

(契約の単位)

第4条 本サービス利用契約は、設置するカメラ台数1台につき 1 契約とします。

(契約申込みの条件)

第5条 本サービスを申込むにあたり、以下の条件を満たしている必要があります。

(1) AI玄関カメラWi-Fiモデルサービス

当社インターネットサービスの契約を締結しているまたは同時に締結する場合

(2) AI 玄関カメラWi-Fiモデル (AC給電)サービス

当社インターネットサービスの契約を締結しているまたは同時に締結する場合

(3) AIどこでもカメラWi-Fi+4GLTEモデルサービス

当社MVNOサービスの契約を締結しているまたは同時に締結する場合

(4) AIお部屋カメラサービス

当社インターネットサービスの契約を締結しているまたは同時に締結する場合

2 前項の条件を満たさなくなった場合、本契約は終了するものとします。その場合は、第15条（契約者が行う解約）を準用するものとします。

(契約申込みの方法)

第6条 契約の申込みをするときは、その申込みをする者が予めこの約款を承認し当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することとします。

2 前項の申込みは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を当社に提出する方法によって行うものとします。

(契約申込みの承諾および成立)

第7条 利用契約は、第6条（契約申込みの方法）に定める方法による申込みに対し、当社がこれを承諾し、第8条第1項に定める契約成立日に成立するものとします。当社は、契約の申込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾するか否かを判断します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対して諾否の判断の順序を変更した旨をその理由とともに通知します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、本サービスの取扱い上余裕のないときは、契約の申込みに対する諾否の判断を延期することがあります。

3 当社は、次の各号に該当する場合には、契約の申込みを承諾しない場合があります。

(1) 契約者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど本約款上要請される債務の履行を怠るおそれがあると認められる場合

(2) 契約者が当社に通知した所要事項に虚偽および不備（書面等での名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等を含みます。）がある場合

(3) 契約者が未成年者、成年被後見人、被保佐人および民法第17条第1項の審判を受けた被補助人のいずれかであり、契約申込みの際に法定代理人、後見人、補助人または保佐人の同意等を得ていなかった場合

(4) 料金等のお支払方法について、当社が定める方法に従っていない場合

合

- (5) 契約者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合
 - (6) その他、当社の業務に著しい支障がある場合
 - (7) 約款および別に定める規定等に、特段の定めがある場合
 - (8) 契約者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に属すると判明した場合
- 4 本条第1項にかかわらず、AI玄関カメラWi-Fiモデルサービス、AI 玄関カメラWi-Fiモデル（AC給電）サービスについて、屋外用ネットワークカメラ（以下「屋外カメラ」といいます。）の設置、およびサービスの提供が技術的に困難な場合、お申込みを承諾しない場合があります。

（契約締結後書面の交付等）

- 第8条 契約成立日は、本サービスの工事または設置および機器の引渡しが完了した日とします。なお、契約者が本サービスの種類を変更する場合は、その変更が完了した日を契約成立日とします。
- 2 当社は、契約成立後、契約者に対し、法令で交付を義務付けられている書面（以下「契約書面」といいます。）を書面により交付します。

（申込みのキャンセル等）

- 第9条 契約者が本契約を訪問販売その他クーリングオフの適用がある取引形態で締結した場合、契約者は、特定商取引に関する法律第4条に定められる法廷書面を受領した日から8日を経過するまでの間、文書により本サービスの契約の申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。
- 2 第1項の規定による申込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
- 3 第1項の規定に基づき、契約者がその申込みの撤回または当該契約の解除を行った場合、当社は直ちに機器を回収し原状回復を行うものとし、その費用は当社がすべて負担するものとします。
- 4 契約者が第1項に基づく撤回・解除を行った場合、本サービスに関する支払い済みの費用等について、当社はこの金額を全額返還するものとします。
- 5 前項について、予め加入申込みの撤回をする意思をもって契約の申込みを行った場合等、契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする本条の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
- 6 本サービスの締結に付随して締結された他の契約については、本条は適用されないものとし、各契約約款に規定される内容に準ずるものとします。

（契約上の地位の譲渡禁止）

- 第10条 契約者は、本サービスに係る契約上の地位を、第二親等以内の親族以外の第三者等に譲渡、または自己もしくは第三者のために担保に供してはならないものとします。
- 2 前項の定めは、次の場合には適用しないものとします。
- (1) 相続による場合
 - (2) 法人合併等により全事業の承継が行われた場合
 - (3) その他、当社が認めた場合

（契約名義の変更）

第11条 当社との契約について名義変更を行う場合は、第二親等以内の親族へのみ行えるものとします。ただし、第10条第2項（契約上の地位の譲渡禁止）に定める適用除外に該当する場合は、その限りではありません。

（申込内容の変更）

第12条 契約者は、申込時に提出した所要事項について変更がある場合には、速やかに当社の指定する方法によって申し出るものとします。

（設置場所の移転）

第13条 契約者は、契約者の負担により、第32条第1項（設置場所の変更）の規定に準じて、本サービスの移転を請求できます。

- 2 本サービスの移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更または制限がある場合があります。
- 3 当社は、第1項の請求があったときは、第7条（契約申込みの承諾および成立）の規定に準じて取扱います。
- 4 本条第1項の変更に必要な工事およびその費用は、第32条（設置場所の変更）の規定に準じるものとします。

（サービスの停止および解除）

第14条 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合、通知催告等何らの手続きを要することなく、本サービスの提供を停止し、本件契約を解除しまたは契約者の資格を取り消すことができるものとします。なお、解約の場合は第15条（契約者が行う解約）の規定に準じて取扱います。

- （1）利用申込にかかる申告内容その他当社に提供された契約者の情報に虚偽もしくは不備またはそれらのおそれが判明した場合
 - （2）契約者が、本約款の定めに違反し、または違反するおそれのある行為を行い、当社から当該行為の是正を求められたにもかかわらず、相当の期間内にこれを是正しなかった場合
 - （3）契約者が、当社の提供する本サービス以外のサービスの利用にかかる契約に違反した場合または違反のおそれがあると当社において判断した場合
 - （4）利用料金の請求に必要な手続きとして別途当社が指定する手続きの完了が見込めないと当社において判断した場合
 - （5）契約者が反社会的勢力であることが判明した場合
 - （6）契約者の所在が不明になりまたは当社所定の方法による契約者に対する連絡が困難となった場合
 - （7）その他、契約者として不適切と当社において判断した場合
- 2 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、本サービスの提供を停止し、または直ちに本契約を解除することがあります。契約者の責めに帰すべき事由により本契約を解除した場合、AIどこでもカメラWi-Fi+4GLTEモデルサービスについては、MVNO回線の契約も終了するものとし、再度本サービスを利用する場合には、MVNO回線の再契約に係る事務手数料を別途申し受けます。
- 3 当社は、当社または契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社または提携事業者の施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、本契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に本契約者に通知するものとします。

(契約者が行う解約)

- 第15条 契約者は契約を解約しようとする場合、当社所定の方法により通知していただきます。
- 2 契約者は解約の場合、第23条(利用料等の支払義務)の規定による月額利用料金を含むすべての料金(解約月の月額利用料金も含む)を当該解約の日の属する月までに精算するものとします。
 - 3 契約者は本条に定める解約、および第14条(サービスの停止および解除)に定める解除の場合、契約者は、当社の指示に従い機器等を返却、又は当社による回収に応じるものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、第27条(端末機器に関する費用の支払義務)に基づき、料金表に定める損害金(以下、「機器損害金」といいます。)を請求します。
 - 4 AI玄関カメラWi-Fiモデルサービス、AI玄関カメラWi-Fiモデル(AC給電)サービスおよびAIどこでもカメラWi-Fi+4G LTEモデルサービスを解約する場合、当社はサービスの提供を停止し、当社が貸与した機器等を回収するものとし、契約者は、機器回収に要する費用を実費負担するものとします。
 - 5 AI玄関カメラWi-Fiモデル(AC給電)サービスにおいて、本サービスの提供にあたり新設または施工したコンセント、配線その他の電気工事部分については、工事完了後、契約者の所有物とします。
 - 6 前項の電気工事部分について、契約者が解約時に撤去を希望する場合は、別途撤去工事を行うものとし、契約者は、撤去工事に要する費用を負担するものとし、その費用は、撤去工事の内容等に応じて当社がその都度定めるものとします。
 - 7 当社は前項の回収の際に、機器を固定していたビス留め箇所をコーキング材による防水処理で塞ぎます。ただし、本作業は家屋、構築物外壁全面の回復を図るものではなく、家屋、構築物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
 - 8 本条第4項の場合、当社は、契約者立ち合いの下、機器内部およびSDカードに録画されている映像を消去し、機器を回収するものとします。
 - 9 AIお部屋カメラサービスを解約する場合、契約者は、契約者自身で機器を返却するか、当社による回収のいずれかを選択するものとします。なお、当社による機器回収の場合、契約者は回収に要する費用を実費負担するものとします。
 - 10 前項の場合、契約者はSDカードを取り外して、機器を返却または当社にて回収するものとします。

(契約者本人による手続きが困難な場合の解約や変更等)

- 第16条 契約者本人が加入契約の解約または変更を希望しているにもかかわらず、契約者本人による手続きが困難な場合における解約または変更について、当社が別途定める契約者本人と一定の密接な関係にある者から、当社にその旨申し出るものとします。
- 2 前項に定める「契約者本人と一定の密接な関係にある者」とは、契約者の親族または法定代理人を指します。
 - 3 本条第1項に基づく解約の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由および本サービスを継続することが困難な事由があると認められた場合は、当社は本サービスの解約を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき本サービスの解約を認める場合は、第15条(契約者が行う解約)の規定に準じて取扱います。
 - 4 本条第1項に基づく変更の申し出があり、かつ、契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由および本サービスを継続することが

困難な事由があると認められた場合は、社会通念上相当と認められる範囲で、当社は利用契約の変更を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき利用契約の変更を認める場合は、第19条（サービスの変更）の規定に準じて取扱います。

（キャンペーン）

第17条 当社は、一定の期間、区域その他当社が定める条件により、キャンペーンを実施することがあります。

- 2 キャンペーンの内容、適用条件その他必要な事項は、当社が別に定めるものとし、重要事項説明書、チラシ、当社ホームページその他当社が適当と認める方法により通知します。
- 3 キャンペーンの適用を受けた契約については、当該キャンペーンで定める適用条件、最低利用期間、中途解約事務手数料その他の条件を適用するものとします。
- 4 契約者が当該キャンペーンの適用条件に反して契約を解約した場合は、契約者は料金表または中途解約事務手数料その他キャンペーンに定める費用を当社が指定する期日までに支払うものとします。

第3章 サービス

（サービスの内容）

第18条 当社は、契約者に対し、以下のサービスを提供するものとし、契約者は希望するサービスを選択し申込むものとします。

- （1）AI玄関カメラWi-Fiモデルサービス
当社が所有する屋外カメラを貸し出すサービス
- （2）AI玄関カメラWi-Fiモデル（AC給電）サービス
当社が所有するAC給電屋外カメラを貸し出すサービス
- （3）AIどこでもカメラWi-Fi+4GLTEモデルサービス
当社が所有する4GLTE屋外カメラを貸し出すサービス
- （4）AIお部屋カメラサービス
当社が所有する室内カメラを貸し出すサービス
- 2 契約者は、AI玄関カメラWi-Fiモデルサービス、AI玄関カメラWi-Fiモデル（AC給電）サービスおよびAIお部屋カメラサービスについては、1台につき1契約として、合計16台まで申し込むことができます。AIどこでもカメラWi-Fi+4GLTEモデルサービスについては、1台につき1契約として、5台まで申し込むことができます。
- 3 当社が契約者に貸与する機器等の所有権は当社に帰属するものとし、契約者は、善良な管理者の注意をもってこれを使用し、第三者への譲渡、転貸、質入れその他当社の権利を侵害する行為をしてはならないものとします。
- 4 本サービスに関する費用および利用料は料金表に定めるところによります。
- 5 契約者が認める本サービスの利用者（以下「利用者」といいます。）が行う本サービスによる行為は、契約者によるものとみなします。
- 6 当社は、本サービスの全部または一部を変更し、または第46条（サービスの休廃止）に規定するとおり廃止できるものとし、その場合は第2条（当社からの通知）に定める方法で契約者に通知するものとします。
- 7 当社は前項について、契約者への通知から、変更または廃止までに当社の定める期間を設けることとします。
- 8 当社は、前項の期間後に本サービス内容の変更または廃止により契約者に生じ

た損害について一切の責任を負わないものとします。

- 9 契約者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するものとします。
- 10 本サービスは、犯罪、事故その他の被害の発生を防止し、またはその被害を軽減することを保証するものではありません。

(サービスの変更)

- 第19条 契約者は、当社が提供する本サービスの変更を申込むことができます。
- 2 本サービスの変更の場合には、第7条（契約申込みの承諾および成立）の規定に準じて取扱います。
 - 3 変更の申込を当社が承諾し、工事を行った場合、契約者は、別に定める工事費等をお支払いいただきます。
 - 4 当社は、契約者の支払遅延等契約者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。
 - 5 本サービスの変更を行った場合、録画した映像等が残せない場合があります。

(利用の一時中断等)

- 第20条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、契約者の同意を得ることなく、本サービスの全部または一部の利用を一時中断または一時停止することができます。
- (1) 本サービスを提供するために使用するネットワークまたは設備を工事または保守する必要がある場合
 - (2) 火災、停電、天災等の不可抗力その他当社の責に帰すことができない事由に起因して本サービスの提供が不能または困難になった場合
 - (3) 運用上または技術上、本サービスの提供が不能または困難になった場合
 - (4) 本サービスを提供するための通信の輻輳または回線の障害等が生じた場合
 - (5) 通信事業者の回線または設備障害が生じた場合

(録画データ)

- 第21条 契約者は、録画データの管理および必要な保存について自己の責任において行うものとします。
- 2 当社は、機器の故障、通信回線の障害、停電、天災地変、第三者による不正アクセスその他当社の責めに帰すことができない事由により録画データが消失し、破損、改ざんされ、または閲覧できなくなった場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
 - 3 当社は、録画データの保存期間、保存容量、バックアップおよび復旧を保証するものではありません。

第4章 料金等

(料金の適用)

- 第22条 当社が提供する本サービスの料金は、利用料、手続きに関する料金、工事に関する費用その他本サービスに関する料金とし、その種類、料金および適用条件は料金表に定めるところによります。
- 2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

(利用料等の支払義務)

- 第23条 契約者は、契約成立日の属する月の翌月1日から起算して、契約の解除があった日の属する月までの期間（期間は月単位とし、提供を開始した日と解除また

は廃止があった日が同一の月に属する場合は1ヶ月間とします。)について、料金表に定める利用料に消費税等相当額を加算した額(以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。)の支払を要します。

- 2 当社は、本約款等で別段の定めがある場合を除き、受領した月額利用料の返還は行いません。
- 3 当社は、社会経済情勢等の変化にともない、利用料を改定することがあります。その場合、当社は事前に契約者に対して書面または電磁的方法により改定の1ヵ月前までに通知するものとし、契約者は改定日の属する月の翌月1日より改定後の利用料を支払うものとしします。
- 4 第19条(サービスの変更)に規定するサービス変更の場合は、変更後のサービスを提供した日の属する月の翌月1日から支払うものとしします。

(料金の支払い方法)

第24条 契約者の料金等の支払方法は口座振替とします。

- 2 契約者が本約款に基づく料金の支払いを怠った場合は、当社が指定する支払方法により支払うものとしします。
- 3 当社は、原則として請求書および領収書の発行は行わないものとしします。契約者が発行を希望する場合は、請求書または領収書の発行手数料を支払うものとしします。
- 4 契約者が前条に定める利用料の支払を怠った場合は、第14条(サービスの停止および解除)の第1項および第2項を準用するものとしします。

(工事に関する費用の支払義務)

- 第25条 契約者は、本約款に基づき本サービスを提供するために必要な工事の申し込みを行い当社がこれを承諾したときは、別に定める工事費等の支払を要します。ただし、工事の着手前または請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。なお、設置場所、設置条件その他工事内容により、別途追加の工事費が発生する場合があります。
- 2 契約者は、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。
 - 3 本条の規定は、特定商取引法その他法令に基づく契約の解除等については適用せず、当該法令の定めるものとしします。

(その他の費用負担)

第26条 契約者は、別途本サービスの利用のため、スマートフォン等およびインターネット接続環境および無線 LAN 接続環境を用意するものとしします。なお、本サービス利用にかかる通信費用およびその他の費用は契約者が負担するものとしします。

(端末機器に関する費用の支払義務)

第27条 契約者が、当社が貸与している端末機器等を契約者の責めに帰すべき事由により紛失および破損させた場合には、修理ができる場合は修理にかかる実費相当分、紛失および修理不能による場合は別紙料金表に定める機器損害金を当社に

支払うものとします。

(遅延損害金)

第28条 契約者は、本サービスに関する費用および料金の支払いについて指定の期日より遅延した場合、支払期日の翌日から支払いがあった日の前日までの日数について、年14.6%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）による遅延損害金を当社に支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(債権譲渡)

第29条 契約者が各種料金等およびそれらに関する遅延利息等当社に対する金銭債務について支払期日を経過してもなお支払わない場合、債権等の回収を当社が指定する債権回収会社に委託することがあります。この場合、契約者の契約情報ならびに債務の情報は債権回収会社に提供されます。

(消費税等の加算および端数処理)

第30条 契約者が、本約款の規定により、料金表に定める料金について当社に対し支払を要する額は、料金表により算出された請求額（消費税相当額を含みます）とします。ただし、損害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

2 料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。ただし、その計算途中においては、この限りではありません。

第5章 設備

(設備の提供・設置および費用負担等)

第31条 当社が本約款に基づき本サービスを提供するために必要な工事は、当社または当社の指定する者が行うものとし、契約者は、設置または設置場所の変更にかかる費用を負担するものとします。

2 契約者は、使用上の注意事項を厳守してAIカメラおよび工事箇所（以下「設備」といいます。）を維持管理するものとします。

(設置場所の変更)

第32条 契約者は、次の場合に限り設備および機器等の設置場所を変更できるものとします。

(1) 変更先が同一敷地内かつホームセキュリティ防犯カメラ設置条件を満たす場所の場合

(2) 変更先が、第48条（サービス提供エリア）に定める区域内であり、技術的に可能な場合

2 契約者は、前項の規定により設備の設置場所を変更しようとする場合は、その旨申し出るものとします。また、移転の工事は当社または当社の指定する業者が行うものとします。

3 契約者は、第31条（設備の提供・設置および費用負担等）の規定にかかわらず、料金表に定める移設費その他設置場所の移転に要する費用を負担するものとします。

(設備の設置場所の無償使用等)

- 第33条 契約者は、当社または当社の指定する業者が当社設備の設置、検査、修理等を行うため、契約者の所有または占有する敷地、家屋、構築物等への出入りについて、便宜を供与するものとします。
- 2 契約者は、設備の設置について、地主、家主その他利害関係者があるときには予め必要な承諾を得ておくものとします。また、設備の設置等に関し、その後苦情等が生じたときには、契約者は責任をもって解決するものとします。
 - 3 当社が設置した設備の運用に要する電気等の使用料金は、契約者が負担するものとします。

(機器等の貸与)

- 第34条 当社は、契約者に、第18条に定める契約内容に応じた機器を貸与します。
- 2 契約者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
 - 3 契約者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
 - 4 当社が本約款に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気等は契約者から提供していただきます。

(故障に伴う費用負担)

- 第35条 当社は、契約者から当社が提供する設備に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が契約者による場合は、契約者は、その修復に要する費用（修復を伴わない場合は派遣に要した費用）の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

(当社・契約者の維持責任)

- 第36条 当社の維持管理責任の範囲は、当社設備とします。なお、契約者は当社設備の維持管理の必要上、当社のサービスの全部または一部が停止することがあることを承認するものとします。
- 2 契約者の維持管理責任の範囲は、契約者設備とします。

(調査・保安に対する契約者の協力)

- 第37条 契約者は当社の設備設置工事および維持管理に協力するものとします。

(付属品および映像データの管理責任)

- 第38条 本サービスにより機器に内蔵または装着された記録媒体に録画された映像の所有権は本サービスの工事が完了した日をもって契約者に帰属するものとし、契約者は、本サービスにより録画された映像の管理について責任を負うものとします。また、警察等の第三者から映像データの提供を求められた場合、契約者は契約者の判断でこれに対処するものとします。
- 2 本サービスにより録画される映像は、永年に蓄積されるものではなく、カメラに内蔵される記録媒体またはSDカードの容量に応じて、順次上書きされていくものであることを契約者は予め承諾するものとします。

第6章 損害賠償

(責任の制限)

- 第39条 本サービスの利用にあたり、当社の責に帰すべき事由により契約者が損害を被った場合、本サービスの1ヶ月分の月額利用料金を上限として当該損害を補

償するものとします。ただし、当社の故意または重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。

(免責事項)

第40条 契約者は、本サービスを専ら自らの責任において利用するものとします。当社は、契約者による本サービスの利用に関連して生じた責任、負担、損害および損失（契約者のスマートフォン等内に保存されている位置情報や個人情報の漏洩、スマートフォン等の故障やデータの消失、他の契約者による権利侵害等を含みますが、これらに限りません。）について、一切責任を負わないものとし、契約者自らの責任において処理することとします。当社は以下のいずれに該当する支障に関してもその責を負わないものとします。

- (1) 当社の設備以外の設備等に関連して発生した支障
 - (2) 設備等の維持管理のために通常必要な工事等を行うことによって発生した一時的な支障
 - (3) 天災地変その他当社の支配を超える事由によって、契約者の設備または当社の設備が損壊、毀損したことによって発生した支障
 - (4) 契約者の設備の経年劣化等により発生した支障
- 2 当社は、以下のいずれに該当する場合にもその責を負わないものとします。
- (1) 契約者の責に帰すべき事由により本サービスが停止した場合
 - (2) 契約者が本約款に違反することにより、当社が本サービスを停止した場合
 - (3) 契約者の都合により、本サービスを一時停止した場合
 - (4) 当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社が設置する屋外カメラその他の設備の故障等により、本サービスが停止した場合
 - (5) 契約者の通信環境が、本サービスの利用に必要な条件を満たさないことにより、本サービスの利用が滞ったまたはできなかった場合
- 3 当社は、契約者による本サービスの利用および録画映像の管理に起因して第三者との間で生じた紛争等に関して、一切の責任を負わないものとします。
- 4 当社は、本サービスの内容および契約者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性のいかなる保証も行わないものとします。
- 5 当社は、以下の事項に関する、クレーム、主張、要求、責任、負担、損害および損失について、一切責任を負わないものとします。
- (1) 本サービスを通じて取得したサービスの数量、性質、正確性、有用性、最新性、契約者の特定の目的に合致すること、契約者のスマートフォン等での利用の可否
 - (2) 本サービスを通じてなされた取引または約束の履行可能性
 - (3) 本サービスが契約者の目的または要求を満たしていること
 - (4) 本サービスに中断、障害が生じないこと
 - (5) 本サービスが契約者の期待する適切な時期に提供されること
 - (6) 本サービスがエラーのないものであること

第7章 雑則

(承諾の限界)

第41条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合、次に規定する場合はその請求を承諾しないことがあります。

- (1) その請求を承諾することが技術的に困難なとき

- (2) 保守することが著しく困難であるとき
 - (3) 料金その他債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (4) その他、当社の業務の遂行上支障があるとき
- 2 前項の場合は、その理由をその請求した者に第2条（当社からの通知）に規定する方法で通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（禁止事項）

第42条 契約者は、本サービスに関して、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 本サービスを、犯罪行為その他の反社会的行為、もしくはこれを予告・関与・助長するために用いること
- (2) 本サービスを、他人の権利、プライバシーの侵害、個人情報の不正取得、その他不正の目的をもって利用すること
- (3) 本サービスを、ストーキング行為を行う等、方法のいかんを問わず、第三者に対する嫌がらせに利用すること
- (4) 本サービスを、契約者が利用権限を有しない端末を正当な理由無く利用・管理するために用いること
- (5) 本サービスを第三者に再許諾すること
- (6) 本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為をすること
- (7) リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、その他改造行為
- (8) 本サービスを接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
- (9) ID等を不正に使用または使用させること
- (10) 虚偽または誤解を招くような内容を含む情報等を、掲載等または登録する行為
- (11) 他人（他の契約者を含み、以下同様とします。）の名前その他の情報を不正利用する行為
- (12) 当社または他人の産業財産権（特許権、商標権等）、著作権、企業秘密等の知的財産権を侵害する行為
- (13) 当社または他人の信用もしくは名誉を侵害し、または他人のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為
- (14) 本サービスの運営・提供もしくは他の契約者による本サービスの利用を妨害し、またはそれらに支障をきたす行為
- (15) 本サービスを商業目的で使用する行為（ただし、当社が別に定めるものを除きます。）
- (16) 法令または公序良俗に違反する行為
- (17) コンピュータウイルスなど、有害なプログラム・スクリプトを誘導する行為
- (18) その他、当社が不相当と判断した内容または行為

（違反行為への対応）

第43条 当社は、契約者の行為が第42条（禁止事項）のいずれかに該当する、もしくは本約款に定める他の規定に違反すると当社が判断した場合は、第14条（サービスの停止および解除）に基づき本サービスの提供を停止もしくは契約解除等、当社が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。

- 2 前項の規定に基づき、当社が講じた当該措置に起因して損害が発生した場合にも結果について、当社は一切責任を負わず、契約者は当社を免責するものとします。
- 3 前二項の規定は、当社が当該措置を講じることにより当社または第三者に損害が発生した場合における、利用者または契約者の行為により発生した結果および責任を免責するものではありません。本約款に利用者または契約者が反したことにより第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、契約者は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任等も負担させないものとします。万一、当社が他の契約者や第三者から責任等を追及された場合は、契約者はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

(個人情報の取扱い)

- 第44条 当社は、本サービスの提供にあたり取得する契約者に関連する個人情報（デバイス情報や Cookie による取得等を含みます。）について、当社が公表するプライバシーポリシー（以下「当社プライバシーポリシー」といいます。）に基づき適切に取り扱うものとします。
- 2 当社プライバシーポリシーは、以下に記載する Web サイト上で確認することができます。
【プライバシーポリシー】
<https://fruits.jp/ppolicy.html#a>
 - 3 契約者はご自身の個人情報の開示を求める権利、訂正または削除を要求する権利を有します。開示手続きに関しては次の問い合わせ窓口に請求できるものとします。

【連絡先：山梨CATV株式会社 個人情報保護推進事務局（相談窓口）】

電話番号：0553-22-6822

(分離可能性)

- 第45条 本約款等のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令により無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款等の残りの規定は、継続して有効に存続するものとします。

(サービスの休廃止)

- 第46条 当社は、業務上の都合により本サービスの全部または一部を休止または廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。
- 2 当社は、前項の場合には、当該契約者に対し本サービスを廃止する日の1ヵ月前までに、第2条（当社からの通知）に定める方法のうち当社が適当と判断する方法で通知いたします。
 - 3 前項について、当社の責めによらない事由により本サービスの全部または一部を廃止する場合はこの限りではありません。

(反社会的勢力の排除)

- 第47条 契約者は、自らが本約款に基づく利用契約の締結日において、次の各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (1) 暴力団

- (2) 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団
 - (8) 前各号の共生者
 - (9) その他前各号に準ずる者
- 2 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社等の信用を毀損し、または当社等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 次の各号のいずれかに該当し、本サービス契約を締結すること、または本サービス契約を継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、契約者との本サービス契約について、解除等（本サービス契約の申込みを承諾しないことまたは催告なしに本サービス契約を解除することをいいます。）を行うことができるものとします。
- (1) 契約者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
 - (2) 契約者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
 - (3) 契約者が第1項または第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (4) 前3号に関する必要な調査等に応じないときまたは当該調査に対して虚偽の回答をしたとき
- 4 前項の規定の適用により、本サービス契約が解除された場合、契約者は、本サービス契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- 5 前2項の規定の適用により、当社等に損害等（損失、損害または費用をいいます。以下本条において同じとします。）が生じた場合、契約者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

（サービス提供エリア）

第48条 当社は、当社が定めるサービス提供エリア内でサービスを提供するものとします。なお、提供エリア内であってもサービスを提供できない場合があります。

（合意管轄裁判所）

第49条 契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、当社の本社住所地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第50条 契約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

(言語)

第51条 本約款の適用および解釈にあたっては、日本語を正文とします。

2 日本語以外の言語による翻訳文は参考として作成されるものであり、日本語版と相違がある場合は日本語版を優先するものとします。

(定めなき事項)

第52条 本約款に定めなき事項あるいは疑義が生じた場合は、当社および契約者は、誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

附則

(実施期日)

この規定は、2026年10月1日から実施します。

ホームセキュリティ防犯カメラ 料金表

AI玄関カメラWi-Fiモデル

初期費用（工事・設定費）	14,300円
月額料金	990円
移設費	5,500円
解約時撤去費	5,500円
機器損害金	24,990円

AI玄関カメラWi-Fiモデル（AC給電）

初期費用（工事・設定費）	25,200円～※1
月額料金	550円
移設費	5,500円～※1
解約時撤去費	5,500円～※1
機器損害金	13,990円

AIどこでもカメラWi-Fi+4GLTEモデル

初期費用（工事・設定費） （SIM事務手数料）	14,300円～※1 3,300円
月額料金	1,540円
月額SIM料金	880円
移設費	5,500円～※1
解約時撤去費	5,500円
機器損害金	39,990円

AIお部屋カメラ

初期費用（設定費）	3,300円
月額料金	330円
解約時撤去費	3,300円
機器損害金	9,900円

※1 設置場所・設置条件等により、追加の工事費が発生する場合があります。